

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある仕組預金取引の前にお客さまへ交付しております。

基準日：2015年4月27日現在

円仕組預金

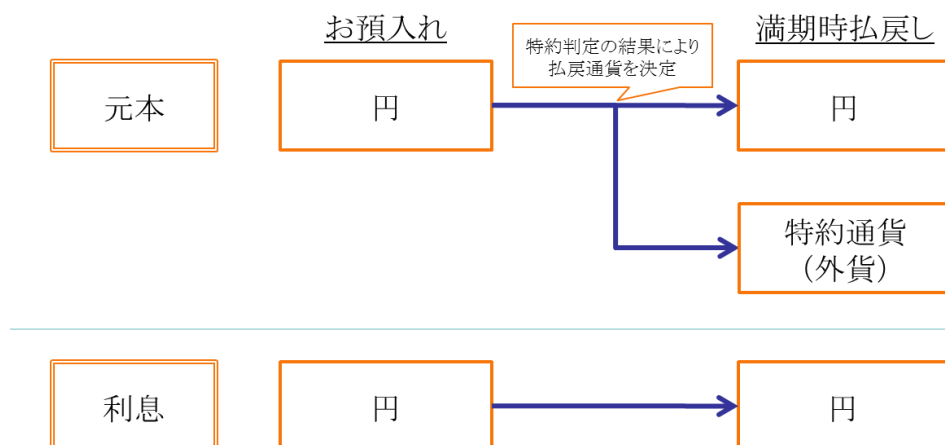
スイッチ円定期預金

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みください。

「スイッチ円定期預金」は、当行に選択権のある「払戻通貨に関する特約」が組込まれているため、その対価として比較的高めの金利が設定された円建ての預金です。この預金には、元本を払戻しする際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いる為替レート(以下「特約レート」)が予め設定されています。当行が特約の実行を決定した場合、円でお預入れいただいた元本を、預入時に予め定められた「特約レート」にて、特約通貨(外貨)に交換し、満期日に払戻します。なお、特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。



この預金は中途解約ができない上、上記の通り、この預金の元本は外貨で払戻しされる可能性があります。また、為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。従いまして、必ず余裕資金でお預入れください。

特約判定

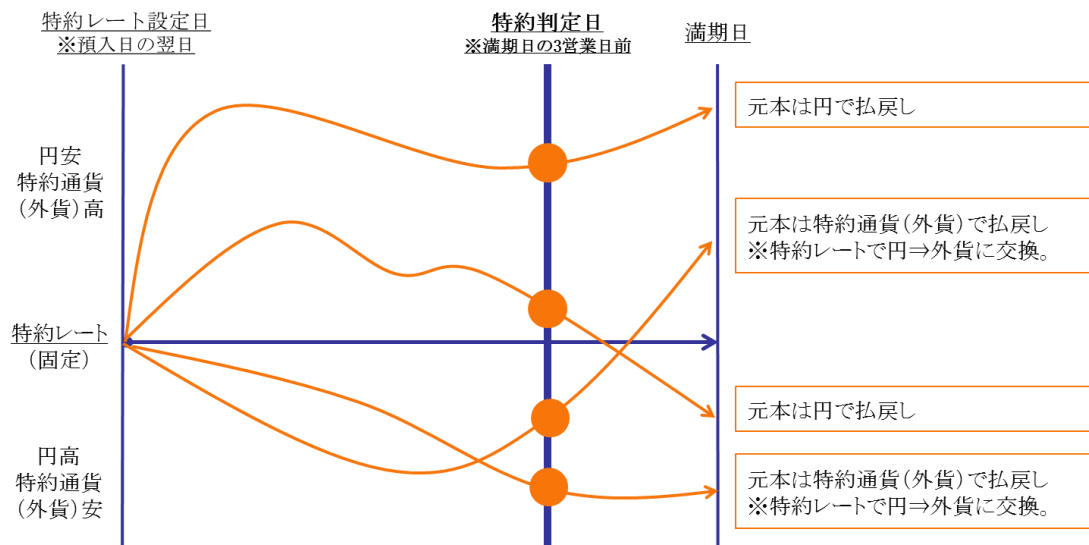
- 「特約レート」は、預入日における預入通貨（円）と特約通貨（外貨）間の実勢為替レートに準じて当行が定める為替レートで、原則として預入日の翌日に設定されます。

- ・ 特約判定日において、当行が所定の方法で確認する実勢為替レート水準が「特約レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元本は「特約レート」で特約通貨（外貨）に交換のうえ、払戻します。
- ・ 特約判定日において、当行が所定の方法で確認する実勢為替レート水準が「特約レート」よりも同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元本は円のまま、払戻します。

※特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。

※特約判定は満期日の3営業日前に行います。その結果は原則として満期日の前日までに当行所定の方法でお知らせします。

【実勢為替レートの推移例(4パターン)と特約判定のイメージ】



【ご注意】

- ・ 特約通貨（外貨）で払戻しとなった場合、実勢為替レートで円から外貨に交換するよりも、不利な為替レートで外貨に交換される可能性が高くなります。この場合、払戻しされた元本を払戻時の実勢為替レートで円に交換すると、当初の預入額を下回って、円ベースでの元本割れを生じるリスク

があります。

- ・ 円での払戻しとなった場合、実勢為替レートが特約レートより円安であった場合でも、そのメリット（為替差益）を享受することができません。

手数料

- ・ お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。
- ・ 特約通貨（外貨）での払戻しとなった場合、円から外貨への交換に関する手数料はかかりません。ただし、払戻しされた外貨を円に交換する際には、当行所定の為替手数料がかかります。

利息

- ・ 利払いは満期日に1回行います。

中途解約

- ・ 中途解約は原則としてできません。
- ・ 当行がやむをえないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生ずる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず満期日まで運用可能な余裕資金にてご利用ください。

預金保険制度

- ・ 本預金は、預金保険の対象であり、当行にお預入れいただいている円普通預金・円定期預金および円仕組預金と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、本預金を含む円仕組預金の利息等については、お預入れ時において、本預金と期間が最も近い通常の円定期預金

に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

- ・ また、払戻通貨が特約通貨(外貨)となり、元本が外貨に交換された上で外貨普通預金口座に払戻しされた場合は、預金保険の対象外となります。

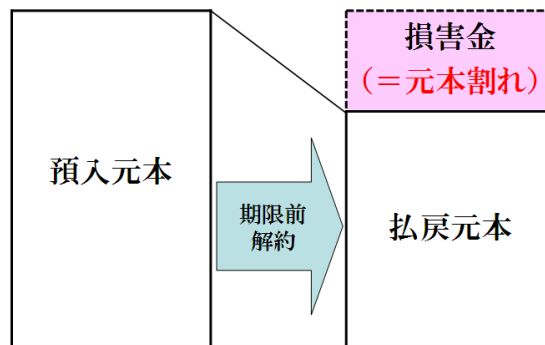
〔商号・住所〕 株式会社じぶん銀行 東京都中央区日本橋1-19-1

〔商品の概要〕

商品名	スイッチ円定期預金
商品概要	この預金は、元本を払戻しする際の通貨を当行が決定する特約およびその特約判定に用いる為替レート(「特約レート」)が予め設定されている特約付きの円仕組預金です。 当行が特約の実行を決定した場合、円でお預入れいただいた元本を、お預入時に予め定められた「特約レート」にて、特約通貨(外貨)に交換し、満期日に払戻します。 なお、特約の実行にかかわらず、利息は円で払戻します。
特約レート	この預金の元本を払戻しする際の通貨を決定する基準となる為替レートです。また、払戻しが特約通貨(外貨)となった場合には、この「特約レート」を適用して、預入通貨(円)から特約通貨(外貨)に交換します。 「特約レート」は預入日における預入通貨(円)と特約通貨(外貨)間の実勢為替レートに準じて当行が定め、原則として預入日の翌日に設定し、当行所定の方法で対象のお客さまに通知します。
預金保険制度の適用	この預金は、預金保険の対象であり、当行にお預入れいただいている円普通預金・円定期預金および円仕組預金と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。 ただし、この預金を含む円仕組預金の利息等については、お預入れ時において、その預金と期間が最も近い通常の円定期預金に適用する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。 また、払戻通貨が特約通貨(外貨)となり、元本が外貨に交換された上でお客さまご本人名義の外貨普通預金に払戻しされた場合は、預金保険の対象外となります。
ご利用いただけるお客さま	当行に円普通預金口座および特約通貨の外貨普通預金口座をお持ちの日本国内に居住する満 20 歳以上 70 歳未満のお客さま
預入れ (1) 預入通貨 (2) 預入期間 (3) 預入方法	円 1 ヶ月。自動継続のお取扱いはありません。 お客さまご本人名義の円普通預金からの預入れに限ります。 この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトにて募集条件を掲示のうえ、募集期間内に預入れの申込みを受付けます。 募集期間内であれば、当該申込みを撤回することができます。

<p>(4) 預入単位 (5) 特約通貨</p>	<p>預入日における円普通預金口座の残高がこの預金の申込金額相当額に満たない場合、この預金の申込みは撤回されたものとみなします。 10万円以上10万円単位となります。 米ドル、ユーロ、豪ドルのうち、当行が募集の都度設定する通貨</p>
<p>払戻方法</p>	<p>特約判定の結果に応じ、満期日に一括してお客さまの円普通預金口座または特約通貨の外貨普通預金口座へ払戻します。 (1) 特約判定日(満期日の3営業日前)における円と特約通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約レート」よりも円高であると当行が判断した場合 ⇒元本:特約通貨(外貨)で、外貨普通預金口座へ払戻します。 利息:円で、円普通預金口座へ払戻します。 (2) 特約判定日(満期日の3営業日前)における円と特約通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約レート」よりも円安または同値であると当行が判断した場合 ⇒元本および利息:円で、円普通預金口座へ払戻します。 ※特約判定の結果は、原則として満期日の前日までに当行所定の方法でお知らせします。</p>
<p>利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税金</p>	<p>お申込時の約定金利を満期日まで適用します(固定金利)。 預入日から満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。1円未満の端数は切捨てます。 ・満期日以降の取扱いについて 円普通預金口座へ払戻し後は当行所定の円普通預金金利、特約通貨の外貨普通預金口座へ払戻し後は当行所定の外貨普通預金金利がそれぞれ適用されます。 利息には源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。※マル優制度の対象外です。</p>
<p>手数料</p>	<p>預入れおよび満期時の払戻しには、手数料はかかりません。 ただし、満期時の払戻しが特約通貨(外貨)となった場合に、外貨を円に交換する際には、当行所定の為替手数料がかかります。</p>
<p>中途解約(期限前解約)および満期時における想定損失額等</p>	<p>◆中途解約(期限前解約)について 原則として中途解約はできません。 当行がやむをえないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生ずる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。</p> <p>この預金は通貨オプションが組込まれた預金であるため、お客さまが中途解約をされた場合、当行は中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を再構築する必要があります。そのための費用を損害金といいます。この損害金は、お客さまの中途解約に伴い、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用(手数料含む)を、中途解約時の預入通貨(円)と特約通貨(外貨)との間の為替レート、為替の変動率、残存期間に対応する市場金利などをもとに、当行所</p>

定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただきます。
 損害金はお客さまの預金元本金額から差引き、その残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生ずる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。この点にご注意いただき、お申込みの際には必ず余裕資金にてご利用ください。
 なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。



お客さまにご負担いただく損害金は主に以下の点から構成されます。

- (1) 中途解約時における通貨オプションの価値
- (2) 適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
- (3) 新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)

特に(1)と(2)が大きな割合を占めることになり、それらは一般的には満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。

預入時と比較して、預入通貨(円)と特約通貨(外貨)との間の為替レートが円高になればなるほど、また為替の変動率が高くなればなるほど(1)による損害が大きくなります。さらに、中途解約時の残存期間に対応する市場金利がこの預金の適用金利よりも高い場合は(2)による損害が大きくなります。

お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金をご成約取引と同条件にて再構築する費用)	(1)中途解約時における通貨オプションの価値
	(2)適用金利と残存期間に対する市場金利の差分
	(3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)

損害金(例)

以下では、観測期間を2004年4月1日から2014年4月1日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元

に算出した「中途解約時にお客さまに生じることが想定される損害金」について、ご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下の通りです。

ケース1:預入後すぐに解約し、市場金利の変動がなかった場合

⇒元本の約3%の損害金をご負担いただくことが予想されます。

従って、100万円のお預入れに対しては約3万円の損害金を差引いて、約97万円が払戻しの金額となります。

ケース2:解約時点における市場変動が大幅だった場合

【前提条件】

① 為替の変動率

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

② 預入通貨(円)と特約通貨(外貨)の市場金利の差

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

③ 為替レート

預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分円高になったものと仮定。

⇒・特約通貨が米ドルの場合

元本の約42%の損害金をご負担いただくことが予想されます。

従って、100万円のお預入れに対しては約42万円の損害金を差引いて、約58万円が払戻しの金額となります。

・特約通貨がユーロの場合

元本の約48%の損害金をご負担いただくことが予想されます。

従って、100万円のお預入れに対しては約48万円の損害金を差引いて、約52万円が払戻しの金額となります。

・特約通貨が豪ドルの場合

元本の約52%の損害金をご負担いただくことが予想されます。

従って、100万円のお預入れに対しては約52万円の損害金を差引いて、約48万円が払戻しの金額となります。

◆満期時について

満期時の払戻しが特約通貨(外貨)となった場合、元本は「特約レート」で外貨に交換されます。そのため、「特約レート」によって交換された外貨を円に換算した金額と当初お預入れの元本との差が、満期時にお客さまに生じると想定される損害金額となります。

特約通貨毎の円に対する観測期間中の最大下落率および100万円のお預入れに対して予想される損害金は以下の通りです。

・米ドル

最大下落率 39%、予想される損害金 約39万円

(この場合の払戻し金額は損害金差引後約61万円です。)

・ユーロ

最大下落率 45%、予想される損害金 約45万円

(この場合の払戻し金額は損害金差引後約55万円です。)

	<p>・豪ドル 最大下落率 49%、予想される損害金 約 49 万円 (この場合の払戻し金額は損害金差引後約 51 万円です。)</p> <p>なお、本書面記載の最大想定損害金額は前記観測期間を前提としており、本預金契約期間中の為替や市場金利の変動が前記観測期間中よりも大きくなった場合には、実際の損害金額は本書面記載の最大想定損害金額よりも大きくなる可能性があります。</p> <p>これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。</p>
お申込時のご注意点	<p>お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際にはお取引条件を十分にご確認ください。市場環境の急変等により、お取扱い、お預入を中止する場合があります。その場合には、当行より Eメールにて告知します。また、以後の募集を中止する場合にはその旨を当行ウェブサイトに掲示することで告知しますのでご了承ください。</p> <p>・万が一当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。</p> <p>・金利相場状況、取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の円定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定時点でパソコンバンキング画面を十分にご確認ください。</p> <p>・本取引導入の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況および、本取引を導入する目的に照らし、必ずお客さま自身で行っていただきますようお願いいたします。</p>
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または 03-5252-3772 受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く)</p>
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	<p>じぶん銀行お客さまセンター ■外貨・仕組預金担当 0120-926-444 〔携帯電話からもご利用いただけます〕 受付時間 平日 9:00～20:00、土・日・祝休日 9:00～17:00 (年中無休) ※運用のご相談は受付していません。</p>

(2015年4月27日現在)